

## 公益社団法人高知県看護協会 弔慰金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)会員の弔慰金について必要な事項を定める。

### (弔慰金)

第2条 弔慰金は、死亡した会員の遺族に本会会長名で贈る。

2 弔慰金の金額は、10,000円とする。

### (死亡報告)

第3条 会員が死亡した場合、関係者からの書面(会員死亡報告書)による届出により、弔慰金を贈る。

2 届出を行う関係者は、次のとおりとする。

(1)本会会員施設に勤務する会員が死亡した場合は、所属長又は看護責任者とする。

(2)上記以外の会員が死亡した場合は、親族又は親族関係にある者とする。

### (規程の改廃)

第4条 この規程における改廃は、理事会の決議により行うものとする。

### 附 則

この規程は、令和6年3月9日から施行する。